

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理

（県議会議案「車両損傷事故に関する和解等について」に対する意見）

保健体育課

1 概要

令和元年第4回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「車両損傷事故に関する和解等について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和元年6月10日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「車両損傷事故に関する和解等について」の概要

- (1) 平成30年10月4日午後2時頃、沖縄県歯科医師会駐車場において、職員が、運転する公用車を駐車した際、降車のため開けたドアが台風の強風にあおられ、公用車の隣に駐車していた車両の左ドア及びサイドミラーに衝突した。
- (2) 本件事故により損傷した車両に係る損害賠償額124,508円を県が支払うことを内容とする和解をする必要がある。

当事者 甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
乙 [REDACTED]

(3) 和解内容について

- ① 甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額124,508円の支払義務があることを認める。
- ② 乙は、甲が支払うべき損害賠償金が自動車保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- ③ 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- ④ 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

3 臨時代理した意見の内容

議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、異議がない旨を回答した。